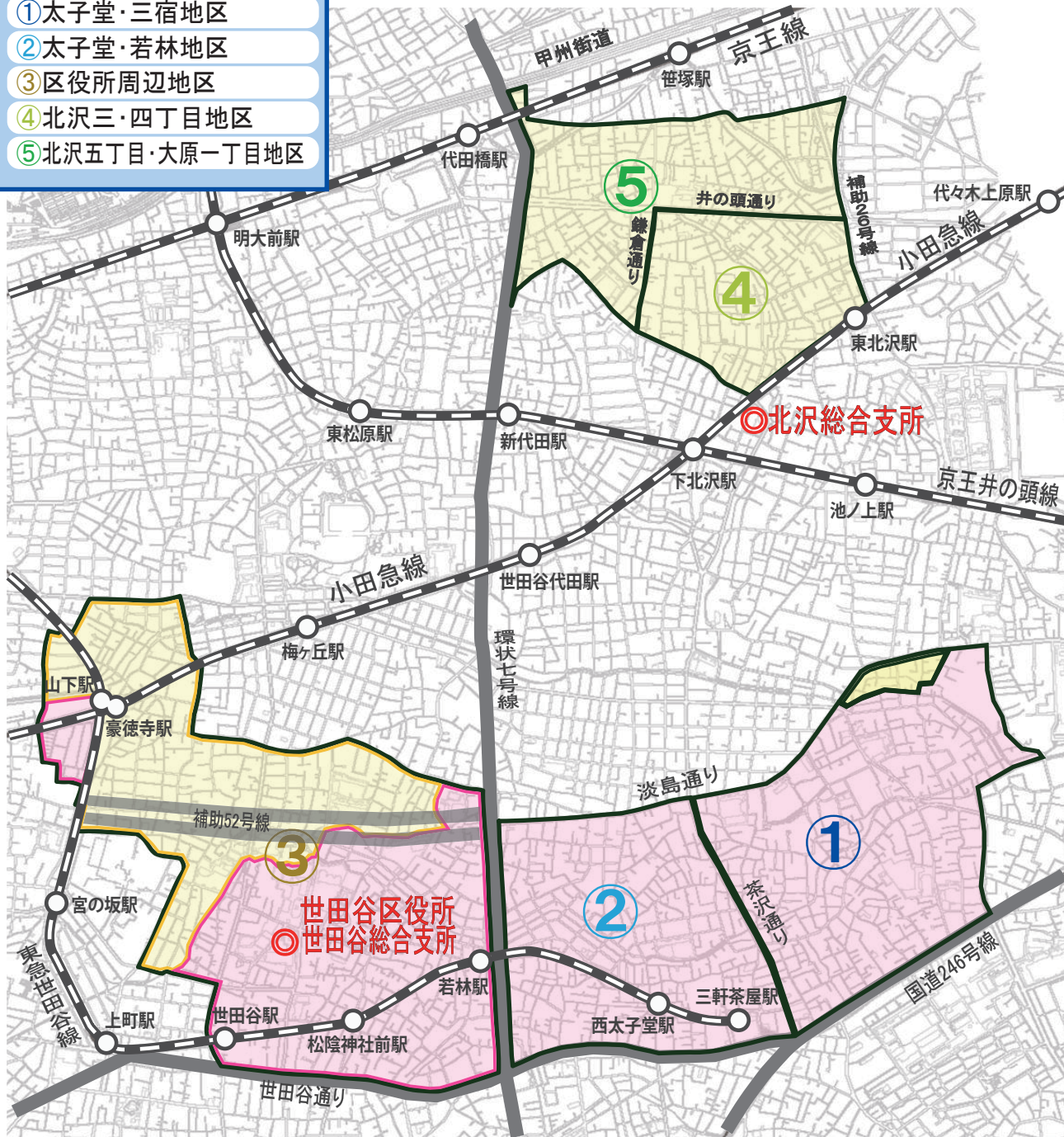


不燃化特区 問合せ先

- ① 太子堂・三宿地区
- ② 太子堂・若林地区
- ③ 区役所周辺地区
- ④ 北沢三・四丁目地区
- ⑤ 北沢五丁目・大原一丁目地区



地区番号	住 所	問合せ先
①	太子堂二・三丁目、三宿一・二丁目、池尻四丁目24～39番 (※池尻四丁目33～39番の問合せ先は北沢総合支所)	世田谷総合支所 街づくり課 電話 5 4 3 2-2 8 7 1 Fax 5 4 3 2-3 0 5 5
②	太子堂四・五丁目、若林一丁目、若林二丁目1～36番	
③	若林三・四・五丁目、世田谷三丁目20～26番、世田谷四丁目、 宮坂二丁目1番の一部・2～9番・26番・27番 赤堤一丁目1～5番、赤堤二丁目1～6番、梅丘二・三丁目、 豪徳寺一丁目、豪徳寺二丁目2～10番・25～31番、 松原六丁目42番・43番	北沢総合支所 街づくり課 電話 5 4 7 8-8 0 3 1 Fax 5 4 7 8-8 0 1 9
④	北沢三・四丁目	
⑤	大原一丁目、北沢五丁目	

不燃化特区 安全な住まいづくり ガイドブック

不燃化特区制度は、最長で令和7年度まで継続します。
なお、不燃化特区制度による老朽建築物の建替え及び除却助成等の支援は、
目標(不燃領域率70%)に到達した地区はその年度で終了となります。

助成制度について詳しい説明をご希望の方は、
下記担当地域の各総合支所街づくり課までお問い合わせください。

将来の住まい方、考えてみませんか？

世田谷区

火災に強い家をつくる！

燃え広がらない街になる！

世田谷区では、延焼による焼失のない街を実現するため、木造住宅密集地域のうち特に改善が必要な地区で『不燃化特区制度』を導入し、平成32年度末までの期間限定で、下記の4つの支援策により、老朽建築物の建替えや除却などによる不燃化を進めています。 **最長で令和7年度まで継続しております。**

この冊子は、不燃化特区地区内に建築物を所有している方に、建替えや除却をご検討いただくためのヒントなどを掲載したガイドブックです。

支援制度① 老朽建築物の戸建建替えに伴う費用の一部を助成

支援制度② 老朽建築物の除却費のほぼ全額を助成

支援制度③ 建替えや除却などに関する無料相談

支援制度④ 固定資産税・都市計画税の減免(世田谷都税事務所)

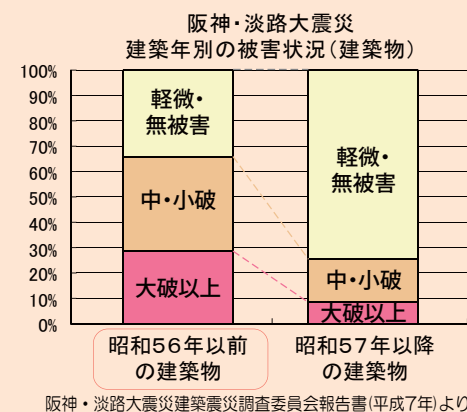
『安全な住まい』に

阪神・淡路大震災では、現在の耐震基準を満たさない昭和56年(1981年)以前に建築された建物に大きな被害が発生しました。また、木造住宅が密集した長田区では、多くの建物が焼失しました。

木造住宅が密集している地域では、建物の倒壊と延焼の危険性が高いため、耐震性能や耐火性能の高い建物にすることが重要です。

今後30年以内にマグニチュード7クラス(阪神・淡路大震災と同クラス)の首都直下地震が発生する確率が70%と言われており、建替えをすることで、ご自分の建物だけでなく、ご近所の安全性が高まることにもつながります。

地域ぐるみで燃え広がらない街を目指しましょう。



区役所職員のフネンさん

このガイドブックでは、世田谷さん一家という仮想の家族像の会話形式で、基本の流れ(22・23ページ)と建替えのポイントを紹介していきます。

登場家族の紹介

◎世田谷さん一家

- ・ かずおさん夫婦は、世田谷区の不燃化特区地区内にお住まい。
- ・ 親から相続した店舗併用住宅に猫と一緒に二人で暮らしている。
- ・ 自営で小売業を営んでいる。

ひざが痛くなってきて
この急な階段の昇り降りも
大変になってきたなあ…



世田谷かずおさん
(69歳)

すっかり家も古くなって
台風の際は雨漏りするし
冬は隙間風で寒いわねえ



ふみこさん
(65歳)



ねこの
ミケ

- ・ 息子のよしおさん家族は、都内(世田谷区外)の賃貸マンションにお住まい。
- ・ 夫婦で共働き。
- ・ 子どもが小学校にあがる前に定住先を決めたい意向がある。

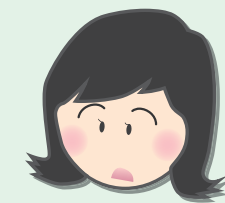
この前の地震、結構 大きかったけれど
実家の建物は大丈夫だったかなあ？
うちのことや仕事のことで
なかなか両親のことを考えられないけれど
実家はいつ建てたんだっけなあ？



世田谷よしおさん
(40歳)



れいやくん
(5歳)



ななこさん
(37歳)



いぬの
シロ

我が家を見直して

安全・快適な住まいに！

?



かずおさん

なんで 昭和56年以前の
建物なんだ？

世田谷区では
老朽建築物の中でも特に
昭和56年以前に建てられた建物の
建替えを積極的に進めています



区役所職員の
フネンさん

昭和56年以前の建物は
今よりも耐震性能が低い基準
で建てられています

そのため、阪神淡路大震災のような
大地震が起こると建物が倒壊し
大きな被害が出てしまう恐れが
あります



耐震補強すれば
大丈夫でしょ？



ふみこさん

もちろん耐震補強も大切ですが
木造住宅が密集している地域では
火災や延焼の危険性も高いので
耐火性能の高い建物にすることが
重要なんです



建替えすれば
耐震性能も耐火性能もアップ！
自分の家のことだけでなく
お隣りやご近所の安全も増すっ
てことだニア



ねこのミケ



昭和56年以前の建物は大地震時に倒壊の可能性が高い

- 平成7年(1995年)に発生し、都市型の震災として多くの被害が出た阪神淡路大震災では、昭和56年以前の建物に被害が集中しました。



阪神・淡路大震災の被災の様子 (写真提供：神戸市)



木造住宅密集地域で
大地震が発生して建物が倒壊すると…



①出火リスクが高くなる

- 建物の倒壊や家具・家電の転倒・散乱するなかで、暖房器具や照明器具などが可燃物と接触して火災が発生する可能性があります。



②隣家との間隔が狭いので燃え広がりやすい

- 建物と建物の間隔が狭いと燃え広がりやすく、延焼が拡大する可能性が高くなります。



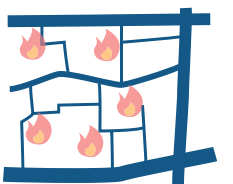
③倒壊や火災によって避難路がふさがれる

- 道路幅が狭い地域では火災や倒壊した建物が道路をふさぎ、避難が難しくなる可能性が高くなります。



④消防活動や救護活動ができない

- 道路幅が狭い・行き止まりが多い地域では、消防車が入りにくい、火災が起こっても消防活動や救護活動ができない、または大幅に遅れる可能性が高くなります。



不燃化建替えの好機



今は建替えの好機です！

- ・ 建替えなどは多額の資金が必要になるため、時期の判断が難しいものです。
- ・ ただし、現在(平成29年1月末現在)は…

◇『不燃化特区の助成制度が平成32年度(2020年度)まで活用できる』こと

最長で令和7年度まで継続しております。

◇『住宅ローンが超低金利』であること

◇『消費税10%への引き上げが平成31年(2019年)10月まで延期』されたこと

などを考慮すると、建替えの好機と考えられます。

たった1件の火災でも…



上の写真は、平成28年12月に起きた『糸魚川大火』の1週間後の様子です。
たった1件の火災から、約150棟、約4万平方メートルの被害がもたらされました。
木造住宅が密集している地域では、延焼などにより大きな被害となることがあります。
大地震から皆さまの生命・財産を守っていくためには、より多くの方が建物を建替えて、
地域の不燃化を進めていくことが大切です。

将来の住まい方を考えましょう！

- ・ 住まいは、生活の場としてはもちろん、ご自身や大切なご家族の命と財産を守る器でもあります。ご家族で将来の住まい方を考えてみましょう。
お考えに近いものがこのページにあるでしょうか？
- ・ 次ページ以降、二世帯同居を想定して、建替えのポイントを紹介していきます。

耐震・耐火などの
性能の高い安全な住宅



地震や火災に
強い建物に
したいな

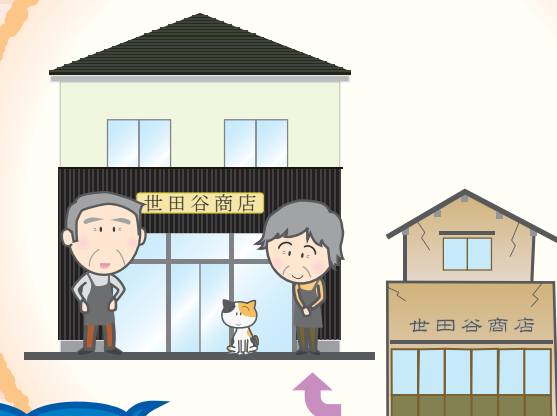
設備を新しくして
快適に住みたいな

バリアフリー住宅



バリアフリーの
住宅にしたいわ

店舗併用住宅



今の場所
お店を続けながら
建替えできるかな

二世帯住宅



親子で一緒に
住みたいな

賃貸住宅に建替えて
経営したいな

賃貸住宅への
建替え・経営



世田谷さん家族の例

① 情報収集



かずおさん

いずれはしなきゃと
思っていたから
建替え、考えてみるかあ

そうねえ
よしおは どう思う？



ふみこさん

う〜ん、そうだなあ
親子で同居できる住宅に
なるんだったら いいなあ



よしおさん

れいやくん

この敷地で
よしおたちと同居するって
具体的なイメージが湧かないなあ
お店も続けたいし…



〇丁目の△△さん、
二世帯住宅に建替えたって
言ってたから見に行っ
てみようかしら



私はインターネットで
調べてみるわ



ななこさん

まず情報収集は どうすればよいの？

- ・ 初動期の情報収集の方法として、主なものを紹介します。

①『街づくりフォーラム・セミナー』への参加

- ・ 地区の防災性や過去の大地震の教訓、建替えの豆知識などについて、専門家の講師をお呼びし、区が定期的開催しています。

②近所の建替え事例をみてる

- ・ ご近所で建替えているお宅の様子を見たり、話を聞いてみると、この地区特有の問題や助成金のこと、施工業者のことなども含めいろいろと情報を知ることができます。

③住宅展示場の見学

- ・ 住宅展示場は複数のハウスメーカーが集まっており、最新のモデル住宅を体験でき、パンフレットなど、様々な建物情報を入手できます。
- ・ 住宅展示場の見学は、具体的な建物イメージをつかむのに有効です。

世田谷区内の住宅展示場

◎ 駒沢公園ハウジングギャラリー

- ・ ステージ1 駒沢5-10 03-5758-6170
- ・ ステージ2 深沢4-6 03-5758-3436
- ・ ステージ3 深沢4-26 03-5758-3437

◎ 朝日新聞総合住宅展示場ハウジングプラザ瀬田

瀬田5-20 03-3707-3352

◎ ABCハウジング成城住宅公園

成城1-4-1 東宝スタジオ内 03-5494-1555

◎〈世田谷通り〉オークランド住宅公園

桜3-24-8 03-3706-3481

ABCハウジング成城住宅公園につきましては、
現在展示場の見学は行っておりません。
(令和3年4月時点)

④住宅建築に関する雑誌やテレビ、インターネット等の閲覧

- ・ 建物紹介や改修などのテレビ番組や、住宅建築に関する書籍や雑誌などがあります。近年ではほとんどのハウスメーカーや設計事務所がホームページを持っているので、気になった物件の設計者や施工業者をインターネットで探してみると、さらに他の事例などを閲覧でき、これまでに建てている建物の雰囲気や傾向がわかります。
- ・ 気になった物件がなくても、検索条件を設定して設計者や施工業者を検索できるWEBサイトもあります。

世田谷さん家族の例

② 建築計画の検討



親子で同居となると
広さが必要になるよなあ…

3階建てなら
一緒に暮らせるかしら…？



建築の制限や基準が
いろいろあるらしいから
専門家に聞いてみたいなあ

お隣りは3階建てに
建替えたし…



そういえば 防災街づくり通信に
「個別相談会」とか「出張相談」という
専門家に無料で相談できそうなことが
書いてあったわ



知り合いの工務店や
設計事務所にも
相談してみるか



建築計画を考えるにあたってのポイント！

- ・ 前述(11ページ)の情報収集を進めながら、以下のポイントなどを整理していきましょう。

① 家族の要望を整理する

- ・ まずは、現在のお住まいの不安なことや不便なこと、将来の住まい方などを整理することで、建替える建物に求める規模や機能などが具体的にになります。また、現在の視点だけでなく、将来、だれと、どのように住まうかというビジョンが大切です。ご家族でよく話し合しましょう。

② より具体的な情報を集め整理する

- ・ 初動期の情報収集に続いて、以下の具体的な情報を収集し、整理していきましょう。
 - a. 実現したい建替えのイメージや計画に関すること
また、それにかかる おおよその費用や工期スケジュールなどの情報
 - b. 依頼先(設計事務所・工務店・ハウスメーカーなど)に関すること
 - c. 住宅ローン・支援制度などの資金計画に関すること など

③ 予算の目安をつける

- ・ 現在の預貯金や将来の収入の見通しなどをもとに、建替えにかけられる予算の目安をつけましょう。

④ テーマと優先順位を整理する

- ・ 限られた予算・敷地条件の中で建替える場合、当初のイメージ通りにならないことも多くなります。実現させたいことのテーマや優先順位をつけておくと、後々計画がまとまりやすくなります。



専門家に無料で相談できます！

(1) 不燃化特区の無料相談

- ・ 区では、不燃化特区地区内に老朽建築物を所有している方の建替え・除却を支援するために、次の無料相談を実施しています。

① 『個別相談会』

- ・ 建築士やファイナンシャルプランナーなどの専門家による無料の個別相談会を定期的(月1回程度)に開催しています。 **現在、新型コロナウイルス対策のため、回数を減らしております。**

※個別相談会の日時・場所については、不燃化特区地区内の各戸に配布する「防災街づくり通信」や区のホームページなどに掲載します。

② 『出張相談(専門家派遣)』(一部エリアを除きます。)

- ・ 区から依頼した建築士・ファイナンシャルプランナー・税理士・弁護士などの専門家をご自宅に派遣します。

※問合せ先：派遣申し込み方法・相談会開催日時・会場等については「各街づくり課」まで。(24ページ参照)

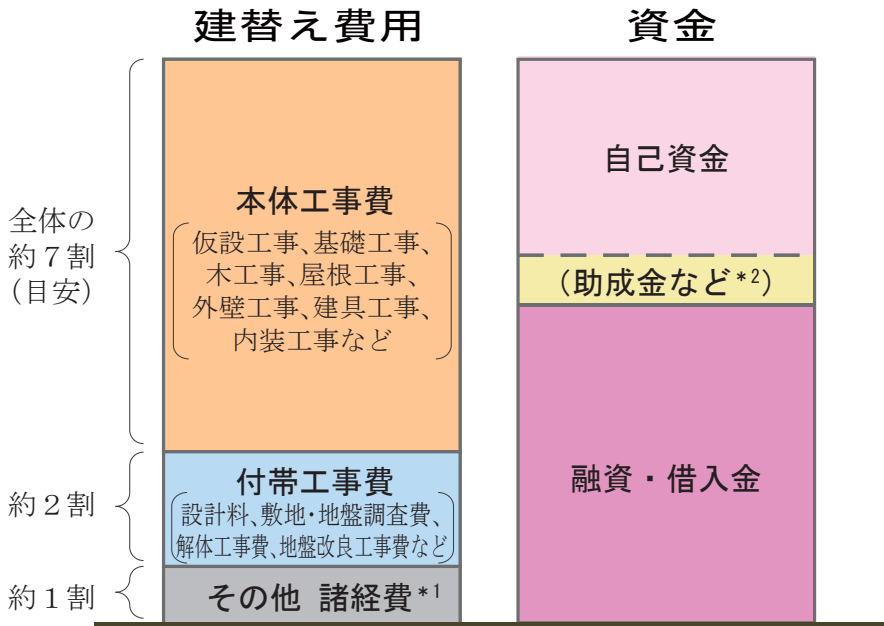
(2) 『住宅まちづくり総合相談』

- ・ 世田谷区の「住まいサポートセンター」では、区民の方を対象に、住宅・不動産・住まいの法律相談・登記相談など、30分無料の「住宅相談」を実施しています。

※問合せ先：「住まいサポートセンター」(23ページ参照)

世田谷さん家族の例

③契約・資金計画(費用)



*1) その他諸経費としては、確認申請料、契約印紙、引越(2回)・仮住まい費用、地鎮祭・上棟式の費用、近隣挨拶の費用、登記費用(滅失登記・建物表示登録・所有権保存登記・抵当権設定登記など)、火災保険・地震保険、不動産取得税、固定資産税、都市計画税などです。
*2) 「助成金」は建て主側から申請され交付が認められた場合になります。



住まいづくりをどのようなところに頼めばよいの？

- 一概には言えませんが、設計事務所・工務店・ハウスメーカーには、主に以下のような特徴があると言われています。

設計事務所	- さまざまな要望を、きめ細やかなプランとして提案できる。 - 第三者の立場での施工監理を期待することができる。
工務店	- 地域に密着している会社が多いため、地域の実情に詳しく、きめ細やかな対応が期待できる。 - メンテナンスなど何か困ったことがあった時にも、スピーディな対応が期待できる。
ハウスメーカー	- 住宅展示場などで実物を見ることができる。 - 設計から建築工事まで、一括して対応することができる。 - 工場生産の部材を組み立てるため、品質が比較的安定している。

- 業者により特徴は様々です。対応に誠意が感じられ、信頼して相談できる業者と出会うよう、あせらず、じっくりと検討してください。複数の業者に相談し、ご自身が納得のいくまで十分に話し合い、疑問に感じたことをひとつずつ解決してから、ご自身に合った業者を選ぶようにしましょう。

見積書をチェックしてもらいましょう！

- 『個別相談会』のなかで、業者から提示された見積書を 第三者として専門家がチェックすることもできます。



建替えにかかる費用にはどんなものがあるの？

- 建替えでは、建物本体の工事にかかる費用だけでなく、解体工事費や地盤改良工事費、引越費用(仮住まいへと新居に戻ってくる2回分)・仮住まいの費用(工事期間とその前後を含む期間の家賃や敷金・礼金)なども必要になります。
- 一般的な目安として、本体工事費は全体の約 7 割程度、付帯工事費は約 2 割程度、諸経費は約 1 割程度と見込まれます。

世田谷さん家族の例

④ 資金計画（借入れなど）

建替えの費用はわかってきたけれど
どうやって用立てればいいんだ？

まずは
今ある自己資金を
確認してみないと…

あと、
どんな助成制度が
あるのかしら

足りない分は
お金を借りないとねえ

「親子リレーローン」という
のがあったらしいけれど
よしお、お父さんと一緒に
ローン組める？

毎月、いくら返済する
ことになるんだろう？
今払ってる家賃ぐらいの
金額だといいいけれど…



不燃化特区の助成金にはどのようなものがあるの？

①老朽建築物の戸建て建替えに伴う「除却工事費」「建築設計・監理費」の助成
(一部エリアを除きます。)

②老朽建築物の「除却工事費」の助成 (一部エリアを除きます。)

※問合せ先：「各街づくり課」(24ページ参照)



住宅ローンを考えるためのポイント

■一般的な住宅ローン

・現在、住宅ローンが超低金利になっていますが、以下、住宅ローンの借入額を考えるためのポイントを紹介します。

- ①貯金などの自己資金や住宅ローンの残高など、現在の資金を確認しましょう。
- ②今後の収入の見込みを確認しましょう。
- ③子どもの教育費用など、将来的に見込まれる大きな支出を確認しましょう。
- ④二世帯住宅への建替えの場合、子どもが住宅ローンを組むことが考えられますが、毎月の返済額と収入のバランスを考えて借入額を考えましょう。

■親子リレーローン(親子リレー返済)

・単独では借りられない・ローンが組みにくい利用者に向けたプランとして、親子リレーローン(親子リレー返済)があります。返済期間は子どもの年齢を基準として計算されるため、実質年齢制限がなくなります。返済期間が伸びれば毎月の返済負担額が減ることになります。

※詳細は金融機関にお問合せください。

■高齢者向け住宅ローン

・高齢でも住宅ローンを組むことができる商品を取り扱っている銀行・信用金庫・住宅金融支援機構などの金融機関があります。

※詳細は金融機関にお問合せください。

■『リバースモーゲージ』

・高齢者が自宅(戸建・分譲マンション)を担保に資金を借りる仕組みです。借入人が亡くなった時に自宅不動産の売却代金などで返済するものです。

住宅ローンの返済に充てることも可能です。

家族や親族とよく話し合い、合意を得て決めることが望めます。

※詳しくは、住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度やリバースモーゲージの商品を取り扱っている金融機関などにご相談ください。

■東京都個人住宅利子補給助成制度

- ・不燃化特区地区内では、自己用住宅を一定の要件を満たして耐火または準耐火構造へ建替えされる方は、東京都が実施する利子補給助成制度を活用することができます。
- ・10年間、返済利子の1%相当分を東京都が補助するもので、住宅ローン減税と併用が可能などの特徴があります。

※問合せ先：「東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課」電話：03-5320-4952



資金計画について無料で相談できるの？

- ・『個別相談会』『出張相談』(13ページ参照)のなかで、資金計画の専門家であるファイナンシャルプランナーに無料で相談することができます。

世田谷さん家族の例

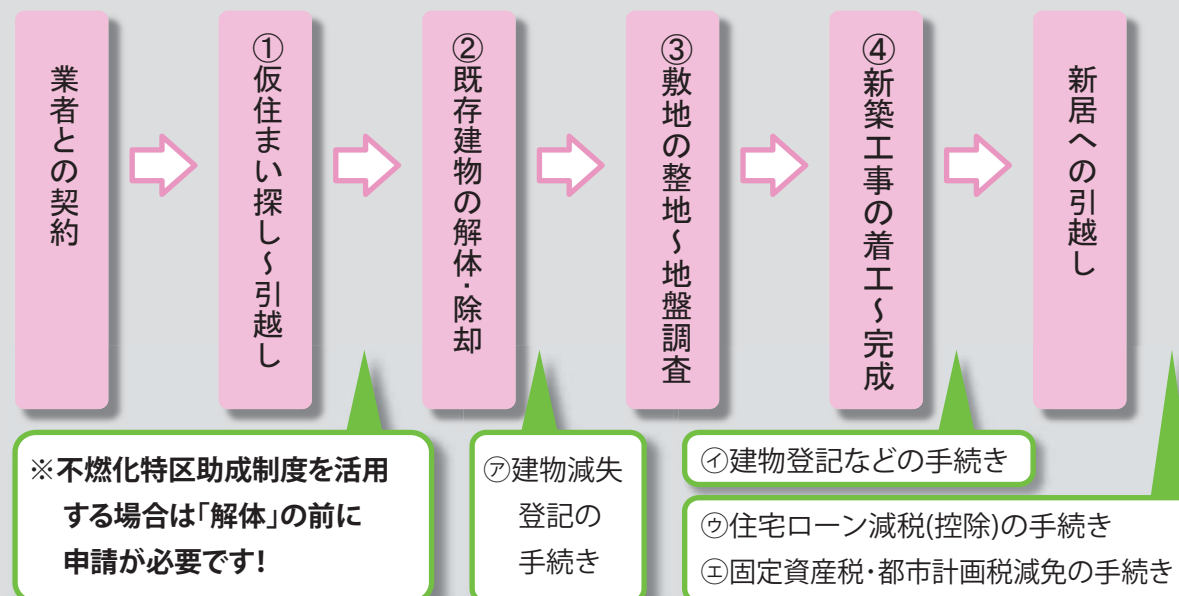
⑤ 着工から完成へ

よ～し
実際の設計も決まってきたし
早く仮住まいを探さないとなあ

不燃化特区の助成金を受ける場合は
今ある建物を壊す前に
区に申請しないとね

今ある建物を壊したらすぐに「建物の滅失登記」を、
新しい建物が完成したら「建物登記」、
「住宅ローン減税(控除)」や「固定資産税・都市計画税
の減免」の手続きもしないといけないんだね

【建替え工事～完成までの流れと 登記などの手続きの流れ】



着工から完成までの流れは?



① 仮住まい探し～引越し

- ・ 建替え期間中(4～6ヵ月程度)の仮住まい先を確保する必要があります。
- ・ 短期の賃貸物件は少ないので早めに探しましょう。
- ・ 仮住まいへの引越しと新居への引越しの2回分の費用がかかります。



② 既存建物の解体

- ・ 不燃化特区の『戸建建替え助成』は、要件に従って老朽建築物(耐用年数が2/3以上経過している木造または軽量鉄骨造の建築物)を耐火または準耐火建築物に建替える場合に、「既存建物の除却工事費」および「建築設計・監理費」をセットで助成する制度です。
 - ・ 除却する建物と建替え後の建物の所有者が同一人である必要があります。
 - ・ 既存建物の除却については、25,000円/㎡を上限(平成28年10月時点)として、老朽建築物の除却工事および敷地の整地にかかる費用が助成されます。工事着手前(着工日の15日前まで)に申請が必要です。 **令和3年4月現在、27,000円/㎡を上限としております。**
- ※問合せ先：「各街づくり課」(24ページ参照)

- ・ なお、『老朽建築物除却助成』は、老朽建築物(昭和56年以前に建築された木造または軽量鉄骨造の建築物等)の除却にかかる費用を助成する制度です。
- また、助成を活用して除却した土地について、仮設の管理用フェンスなどを設置する費用を助成する制度もあります。

※問合せ先：「各街づくり課」(24ページ参照)

③ 敷地の整地～地盤調査

- ・ 建物解体後、敷地全体を整地します。
- ・ 地盤調査は原則必須になり、基準以下の数値であれば地盤改良が必要になります。

④ 着工～工事～完成

※建築計画・設計・工事の流れについて、22ページもあわせてご覧ください。

<次のページに続く>

<前のページからの続き>

どんな手続きが必要なの？



㊦ 建物減失登記手続き

- ・ 取り壊しから1ヶ月以内に法務局で、取り壊した建物の減失登記の手続きをおこないます。



㊧ 建物登記などの手続き

- ・ 新築した建物の所在地や構造・床面積、所有者などを登録します(建物表題登記および所有権保存登記)。建物登記は建築後、原則1ヶ月以内におこないます。
- ・ 住宅ローンを利用する場合は「抵当権設定登記」が必要になります。



㊨ 住宅ローン減税(控除)の手続き

- ・ 住宅ローンなどを利用して住宅を購入、新築または増改築工事をしたとき、一定の要件を満たせば、入居した年から10年間にわたり、所得税の還付(または控除)を受けることができます。
- ・ 現時点では、令和3年12月31日までにその住宅へ入居(居住を開始)した人が対象となります。
- ・ 住宅ローン控除の適用を受けるために、1年目は必ず確定申告をおこなうことが必要です。給与所得者は、2年目以降の住宅ローン控除を年末調整でおこなうことも可能です。

※詳しくはお住まいの所管の税務署までお問合せください。



㊩ 新築した建物の固定資産税・都市計画税減免の手続き

- ・ 不燃化特区地区内で令和3年12月31日までに、木造または軽量鉄骨造の建物を耐火建築物または準耐火建築物に建替えた場合、家屋に対する固定資産税・都市計画税について最長5年間、建替えた住宅の戸数により、最大10割(全額)の減免が受けられます。
- ・ ただし、取り壊した家屋と建替えた住宅の所有者が同一であること、住宅部分が1/2以上などの要件があります。
- ・ 一般的に新築住宅は老朽家屋と比較すると評価額が高いため、建替え後は税額が上昇することが考えられますが、減免制度を利用すると、5年度分は税額が免除されます。
- ・ 新築した年の翌々年の2月末日までに世田谷都税事務所に申請が必要です。

※詳しくは世田谷都税事務所までお問合せください。

<次のページに続く>

<前のページからの続き>

【老朽建築物を除却して更地にした場合、固定資産税・都市計画税の減免はどうなるの?】

- ・ 不燃化特区地区内において、老朽建築物を除却して更地にし、その後適正に管理する場合、土地に対する固定資産税・都市計画税が最長5年間、住宅の敷地並みに軽減されます。(除却前に区から老朽建築物の認定を受ける必要があります。)
 - ・ 所有者が毎年6月30日までに減免の申請をする必要があります。
- ※詳しくは世田谷都税事務所までお問合せください。

【空き家を管理していないとどうなるの?】

- ・ 平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、空き家対策が本格化しました。
- ・ 著しく保安上危険・著しく衛生上有害な状態などで「特定空家等」と判断され、区から勧告されると土地の固定資産税と都市計画税の「住宅用地の特例措置」の適用がなくなり、税額が高くなる(およそ3～4倍になる)ことがあります。

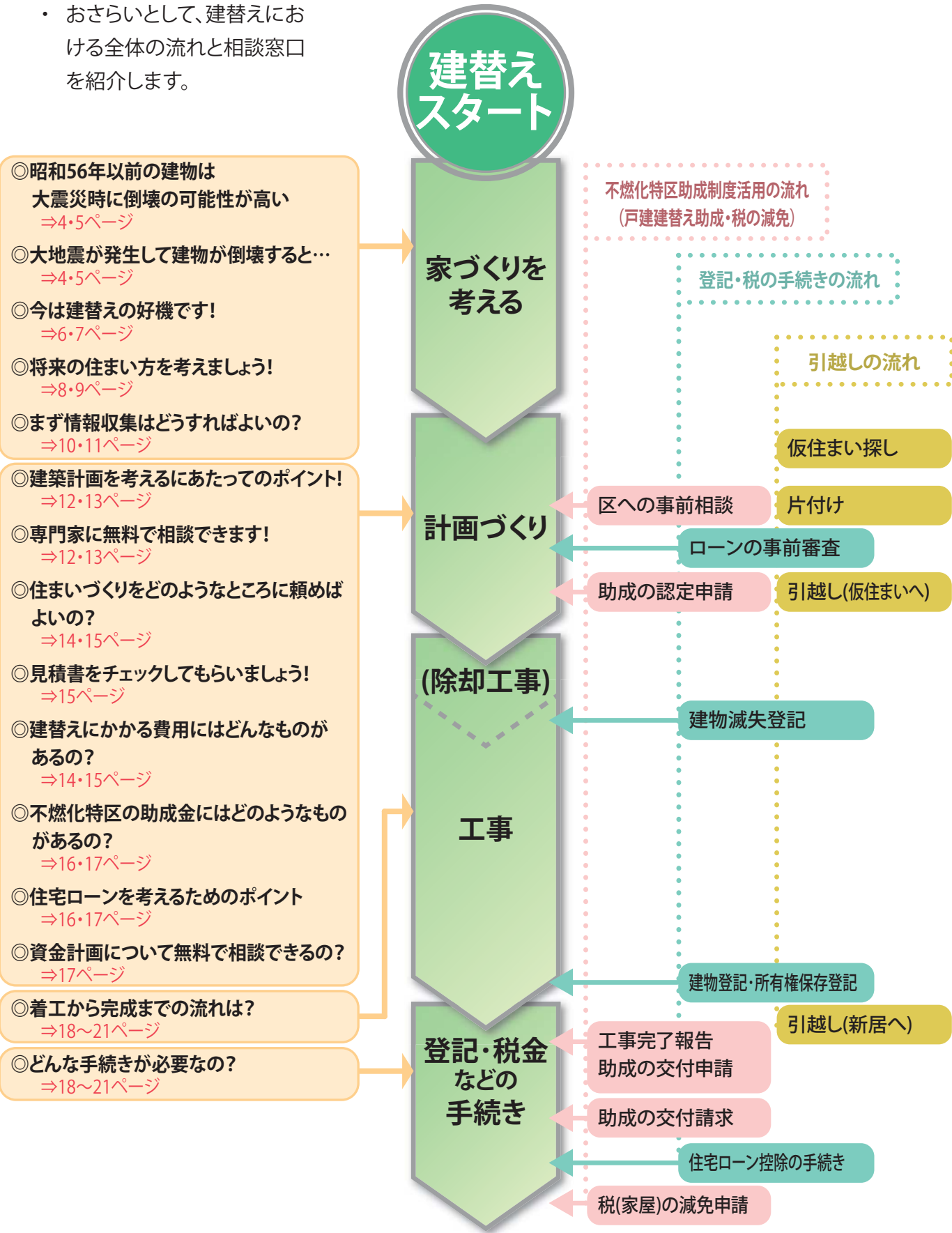
世田谷さん一家の新居 完成!!



世田谷さん家族の例

基本的な流れと相談窓口

・おさらいとして、建替えにおける全体の流れと相談窓口を紹介します。



主な相談窓口

(1) 住まいに関する総合的な相談

- ◎ 住まいサポートセンター住宅相談(予約優先)
※電話:03-6407-3320
・住宅まちづくり総合相談(一級建築士)
・不動産相談(宅地建物取引士)
・住まいの法律相談(弁護士)
・登記相談(司法書士)
・土地家屋調査士相談(土地家屋調査士)など
03-6407-1420に変更しております(令和3年4月時点)
- ◎ 一般財団法人 住まいづくりナビセンター
※電話:03-5166-8300

(2) 不燃化特区の助成金などに関する相談

- ◎ 世田谷総合支所および北沢総合支所 街づくり課
※(24ページ参照)

(3) 資金計画全般に関する相談

- ◎ 日本FP(ファイナンシャル・プランナー)協会 東京支部
※電話相談:0120-211-748
【受付時間】10:00～16:00(15:30受付終了)
(土日・祝日・年末年始を除く)

(4) 建築士や設計事務所などに関する相談

- ◎ 東京都建築士事務所協会 世田谷支部
※電話:03-3421-4088(平成29年4月まで)
03-3702-9238(平成29年5月から)
- ◎ 東京建築士会 世田谷支部
※ホームページ: <http://setagaya.tokyokenchikushikai.jp/>
- ◎ 日本建築家協会 世田谷地域会

(5) 建築・解体工事業者に関する相談

- ◎ 東京土建世田谷住宅センター
※電話:03-3413-3020

(6) 不動産(賃貸・売買)に関する相談

- ◎ 東京都都市整備局住宅政策推進部不動産課
・不動産取引の相談。
※電話:5321-1111(都庁代表)
- ◎ 東京都不動産取引特別相談室
・宅地建物取引士が関与する不動産取引紛争の民事上の法律相談。
※電話:03-5320-5015(直通)
- ◎ (公社)東京都宅地建物取引業協会・(公社)全国宅地建物取引業保証協会東京本部 不動産相談所
※電話:03-3264-8000

(7) 税金や住宅ローン控除などに関する相談

- ◎ 世田谷都税事務所
※電話:03-3413-7111(代表)
- ◎ 世田谷税務署
※電話:03-6758-6900(代表)
- ◎ 北沢税務署
※電話:03-3322-3271(代表)

(8) 登記に関する一般的な相談など

- ◎ 東京法務局 世田谷出張所
※電話:03-5481-7519(代表)